

第1回 鎌倉市子育て支援センター指定管理者選定委員会会議録

○日時

令和3年7月6日（火） 10時00分開会 12時00分閉会（会議時間 2時間00分）

○場所

鎌倉生涯学習センター 第1集会室

○出席委員

小泉裕子委員長、大風逸子副委員長、宇高毅委員、押田壮介委員、高橋貢子委員

○欠席者

なし

○市側出席者（事務局）

藤林こどもみらい部長（冒頭挨拶）、菅原こども相談課長、窪寺こども相談課相談室担当担当係長、大澤こども相談課相談室担当職員

○本日審査した案件

1 委員長の選任

2 副委員長の選任

3 議題

(1) 募集要項について

(2) 仕様書

(3) スケジュールについて

4 その他

(1) 報酬・マイナンバーについて

(2) 次回以降の委員会の日程について

○審査内容

開会后、藤林こどもみらい部長から挨拶を行い、各委員へ委嘱状を交付し、配布資料の確認を行い、その後、各委員の紹介を行った。

続いて、委員長、副委員長の選任について、協議の結果、互選により小泉委員を委員長に、大風委員を副委員長に選任した。

次に、当委員会の公開・非公開、傍聴の許可、委員会の開催の周知、会議録の取扱いについて協議を行った結果、第3回委員会は、公開とし傍聴は許可する。公開のため、第3回委員会の開催を市のホームページで周知する。会議録は要約で作成し、発言の委員名は伏せた上で情報公開することを確認した。

次に、子育て支援センターの概要について、事務局から説明を行なった。主な質疑は次のとおり。

委員：利用者数はイベントと普段のフリースペース利用者を合わせての人数ですか。

事務局：そのとおりです。

委員：イベント参加者の人数はわかりますか。

事務局：令和2年度については新型コロナの影響でほとんどのイベントを開催することができませんでした。令和元年度以前でいうと、イベントの内容によっても異なりますが、講演の場合は20組が入ることはありますが、平均すると10組超です。

委員：来所利用ができなかったということで、電話利用の相談は増えているようですが。

事務局：昨年度はコロナの影響でひろばを休止している時期がありましたが職員は出勤していました。そのため、電話での相談のみ受け付けていた時期があり、電話での相談件数が増えました。通常はほとんどが来所相談です。また、昨年度については来所での相談は、人数制限の関係から予約制とさせていただいたため減少しています。

委員：相談内容に特徴的なものはありますか。

事務局：お子さんの育てにくさ、しつけについて、保育園・幼稚園選びについての相談が多くなりました。

委員：コロナ流行の間はブログ等 SNS で子育てについての悩みを発信して解消するという傾向がありますが、支援センターのような専門的な機関に電話で相談できるというのは良いと思います。こちらのセンターは0、1、2歳という未就園児対象ですね。

事務局：主に3歳未満が対象です。

委員：鎌倉市の3歳未満児は、他の市町村に比べて減少傾向にあるのですか。

事務局：他市との比較については資料を持ち合わせていませんが、本市では減少しています。

次に、募集方法について事務局から説明を行なった。主な質疑は次のとおり。

委員：現在大船の学童施設と子育て支援センターはどちらも直営ですか、それとも指定管理ですか。

事務局：2階の学童施設は直営です。1階の子育て支援センターは「社会福祉法人青い鳥」が指定管理者になっています。令和4年度から学童施設が指定管理化になるために2つの施設を一体で指定管理にします。市内には4か所の子育て支援センターがありますが、鎌倉、深沢、玉縄については公立保育園との併設という中での運営になっています。現状鎌倉、深沢、大船については前回の公募で指定管理者を選定して運営をしているところです。大船については1つの建屋に2つの施設が入っているので一体での指定管理での運営が効率的であるということで外してあり、今回は3施設についての選定ということになりました。

委員：大船の選定委員会は後でやるということですか。

事務局：今年度、並行して行います。学童を担当する課が主体で選定委員会を開催します。

委員：3施設まとめたの公募の方がスケールメリットがあると思いますが、市側で子育ての団体を育てたいというきちんとした理由があるようなので、今回の公募から玉縄を外しても良かったのではないかと思います。

事務局：今回、3施設ではありますが、2施設と1施設とに分けての公募となります。なぜ3カ所一緒の公募ではないのか、という疑問が出るかと思いますが、玉縄に関しては、玉縄地域の住民で地域の子育てを支援する組織が平成11年に立ち上げられ、支援センターの前身であるつどいのひろばという子育て世代のお母さんたちの集まる場の提供をいただいています。長年活動していただいている団体という経過があり、子育て支援センター開設にあたり平成27年度から、「ほっとスペースたまりば」を指定管理者として選定したという経緯があります。公募とい

う形式を取らなくてもその団体に選定すれば良いのではないかというご意見もありますが、市としては、市民団体の活動の支援をしたいという意味において、すべての市民団体を把握しているわけではないので、もし他にも同じような活動をしている団体があるのであれば、市民団体という条件を付しての公募にすべきではないかという事で今回の提案となりました。「玉縄地域で活動を行う市民活動団体であること」を応募者の資格とさせていただきます。玉縄に関してはかなり限定した条件を付した公募ですが、国においても地域共生社会ということを掲げている中で、鎌倉市も共生条例という理念の基に市民の活動を支えていくということで公募というかたちを取らせていただきました。

委員：玉縄については平成 27 年のときも公募をかけて行ったのですか。

事務局：1 者だけで選定委員会で適性を確認したということです。

委員：なぜ鎌倉と深沢は個別ではなくセットになるのでしょうか。

事務局：玉縄だけは特殊な事情があり、そこだけ分離をしたということです。玉縄以外については広く一般公募でお願いしたいということです。

委員：玉縄だけが特別な事情があるということですね。共生条例の理念に基づき、鎌倉市としては地域で活躍している団体をその地域で存続させていきたいということですね。ただ、色々な団体が出てくるであろうということで公募にするのですか。

事務局：はい。今回玉縄については、地域の市民団体という縛りがある中での公募となります。

委員：鎌倉市としてはあえて公募という形で公平性を欠かないようにしていきたいという対応ですね。

次に、募集要項、仕様書、スケジュールについて事務局から説明を行なった。主な質疑は次のとおり。

委員：指定管理業務に関する経費の区分について、「市の要求がある場合は、経理書類を開示する」とありますが、今までの開示の実績について教えてください。また、指定管理料の余剰金は実際に発生しますか。

事務局：これまで市が要求して開示をしてもらった実績はありません。

委員：当然予算があって委託することなので、口座を区分しなさい、通帳のコピーを提出しなさいといった、牽制という意味で開示請求をしたことはないのですか。

事務局：口座を分けなさいという規定はありますが、口座の内容についてのコピーの提出を求めたことはありません。

委員：実際の収支がどうなのか施設ごとに検証するのが普通ではないかと思いますがいかがですか。

事務局：必要であればしていかななくてはならないかと思えます。検討していきます。

委員：今回の公募で同じ団体が手を挙げるとありますが、その場合の審査の基準として、これまでの予算と実績に差異がないかのチェックは必要なのではないかと思えますがいかがですか。

委員：私も応募する側なので、その立場からすると、経理関係の書類を出させる必要はないという意見です。競争で選ばれ指定管理料が決まっていて、その枠の中でやっている分にはよいのではないかと思います。なぜ市はその中身を聞くのですか、というのが疑問です。また、毎年決算書類を出さなくてはいけないのですか。

事務局：施設単位の決算書類は出してもらいチェックしています。

委員：選定基準、項目、配点は公開するのですか。

事務局：公開します。

委員：一般的には採点基準と点数は公開しないと思いますが。

事務局：前回は配点等に関して公開した経過があります。

委員：応募する側からすると、この部分を公開しないとどのような資料をそろえて良いのかが分からないと思います。これがないと、資料を整えることに長けている企業が優先的に勝ち残ってしまうと思います。

事務局：公平性という点からも公開すべきかと思います。

委員：選定基準に「相当の知識経験を有するものを配置できること」とありますが、子育て支援において十分な資格、経験という意味でしょうか。資格については保育士資格ですか。

事務局：資格を持っていないてはいけないということではありませんが、加味できるものとして、または配置するスタッフが支援センター業務をどのくらい経験しているのかという点を考慮することになると思います。

委員：資格要件に十分な実績や2年以上の運用実績があることが応募の資格となると、新規はなかなか入ってこられないですね。一度この業務をやったところでないて応募ができないという要項はよくないのではないですか。

委員：参考として去年、一昨年の決算書を出してもらい、新規で応募する側はそれを見て採算がとれるのかどうかを判断して応募するのだと思います。決算書がなくてこの金額で本当にできるのかという事を考えると、新規ではなかなか応募できないと思います。そうなるて公募する理由が薄くなると思います。応募する側は決算書が見られるてありがたいと思うてのではないですか。そうすると応募が増えるてのではないかと思います。

委員：「地域子育て支援拠点事業の分野」と限定するてではなく、「それに類似する」というように範囲を広げると新規事業者も応募しやすくなると思います。例えば、センターの運営は経験がないて保育園の運営は経験済みであるという事業者の場合ですがいかがですか。

委員：子育て支援業務には幅があり、未就園児対象の支援センター運営の経験はないて保育園業務の経験はあるという事業者もあります。親子のこてに向き合った実績のあるてところが市としてほしいてのではないかと思います。

委員：玉縄は「市民活動団体であるこて」とありますが、鎌倉・深沢は市民団体は入れないてですか。

事務局：実績が2年以上という縛りはありますが、市民団体でも入れます。

委員：鎌倉・深沢は2年以上の運営実績が必要。玉縄は玉縄地域で活動を行う市民団体というだけで2年以上という縛りが無いてというのはどうなてのでしょうか。

委員：市が行うこてにしては応募者資格が公平性に欠けるてのではないですか。

委員：玉縄は市民団体であれば事業経験がなくても良いてのですか。応募資格のどこかに「子育て」というような文言を入れた方が良いてのではないかと思いますが。

事務局：「子育てに関連する市民活動団体」というような文言に修正したいて思います。

委員：玉縄には2年以上という縛りはありませんが、それは地域でやっている実績があれば良いてということですね。

事務局：実際には応募した方の提案書等を見て、採点で決めるということになります。玉縄に関しては市としても他にそのような団体があるのかを把握したいという意図もあります。

委員：鎌倉・深沢については新規が入れないという部分を解消するにはどのようにしたら良いでしょうか。

委員：幼稚園を運営していても、地域子育て支援拠点事業の経験がないとだめということですか。

委員：「事業等の分野で」とするとどうでしょうか。そもそも法制化された事業に「等」を付けるのは可能ですか。

事務局：例えば、「地域子育て支援拠点事業等」のように「等」を入れるとどこまでを範囲とするのかということが問題になります。

鎌倉市の当初の判断として、新規事業者は入れないということ想定してのことではあります。鎌倉・深沢は2施設という事もあり経営規模を含めそれなりの団体で、地域子育て支援拠点事業の実績があることを想定しています。

委員：地域子育て支援拠点事業というのが整備されて10年以上経つので、他の自治体で実績を積んでいる事業者も増えてきていると思います。市としては実績のある人たちによる継続した支援を期待しての資格要件になっているのかとも思います。

委員：そうであればまったく問題がないと思います。

事務局：それでは記載してある条件での公募という事にさせていただきたいと思います。

委員：応募者資格に「法人等」とありますが、これは法人ではない何か、個人を想定しているのですか。

事務局：法人もしくはその他の団体を指します。玉縄も当初は法人ではありませんでした。法人ではない団体も含むという事です。

委員：その他の団体とは個人ですか、グループですか。

事務局：玉縄も当初はNPO法人ではなく、任意団体でした。

委員：個人と団体を含めてという事ですね。

事務局：任意の団体です。

委員：応募に際して提出する書類の中の法人等に関する書類は、任意団体の場合は別途相談の上提出してもらうのですか。

事務局：その通りです。

委員：資格審査は事務局でやっていただけるということですか。

事務局：書類に関する部分、要件を満たしているかは事務局で確認します。

委員：応募者の資格がこれらの書類だけでチェックできるものでしょうか。

委員：最終的に委員がチェックしますが、委員が見る書類は市が事前にチェックしたものなので信頼してよいものと考えて良いですか。

事務局：はい。

委員：暴力団に関する規定についても誓約書等を提出してもらわなくて良いのですか。掲出されている書類だけで全て審査ができるものなのか疑問に思います。

事務局：暴力団の排除条例に抵触しない団体であるかどうかについては県警本部への照会を行うとなっていますが、可能であればすべての団体について照会するのが良いかと思いますが検討させていただきます。

委員：応募のときに誓約書を提出するところの方が多いかと思います。

委員：プレゼンテーションのときにパワーポイントは使いますか。

事務局：前期では使っていません。特段、使用不可とはうたっていませんが、ご協議いただければと思います。

委員：パワーポイントを使うことに長けたところが良く見えてしまうというマイナスの部分があります。しかし、伝えたいことをしっかりと伝えられるところの方が人柄などもわかりますし、事業をきちんとやってもらえるかどうかともわかると思いますがいかがでしょうか。

委員：プレゼンテーションで提案書に書いたこと以外を話した場合それは採用してもらえるのでしょうか。

事務局：提案書に書かれたこと以外は採点に反映しません。パワーポイントについては応募の際に使用できない旨説明していきます。

委員：当日資料を配布してくる事業者もいますが、あくまでも事前に提出された提案書だけで審査をするということでしょうか。

事務局：「提案書に基づいたプレゼンテーションに限ります」のような表記を入れます。

委員：選定は1者のみですか。それとも次点まで選ぶのですか。選定された事業者が指名停止等で契約できなくなった場合はどのようにするのでしょうか。

事務局：最終的には議会に報告し承認を得て指定管理になります。その前に選定された事業者が指名停止等により業務を行えなくなった場合は、状況によって契約検査課に確認しなければならないと思います。その場合、再公募をする前提となります。次の事業者が決まるまでは、現在の事業者に随意契約で運営をしてもらうことになるかと思います。

委員：仕様書で重層的支援体制整備事業という部分がありますが、それは省いた方がいいのではないですか。

事務局：重層的支援体制整備事業が何を指して、今後何をしていくのかについては定まっているわけではありません。令和3年4月1日に国の法律でこの事業が規定されました。国としては高齢者、子ども、障害者といった縦割りの対応が限界にきているため、一括した相談体制を検討した方が良くはないかということで作った法律です。今後どうしたらよいか鎌倉市でも議論を進めている状況です。

委員：土日、祭日が休館というのは何か理由がありますか。

事務局：現状各センターは月に一度土曜日に開館しています。土日は家庭で親子で過ごしていただきたい、という考えではありますが、土曜開館については今後協定を結ぶ中で改定を確認していくこともあるかと思います。

委員：せっかく4施設あるのだから休みをずらして毎日どこかが開いているというのが良いのではないですか。児童相談所の場合は父子家庭、母子家庭が多い中で、土日しか休みがない方が特にお父さんが赤ちゃんを連れて遊びに行く場所が少ない、お父さんがお子さんをそこへ連れて行ってお母さんが家で一人でゆっくりできるという利点を考えるとそのような面から土日の開放を検討していただけると児童相談所としてもありがたいです。

委員：鎌倉市は保育園で休日開放しているところが1カ所しかなく、子ども・子育て会議でも指摘されているところなので、1カ所開放した方が良くと思います。

事務局：現状第1土曜日が鎌倉、第2土曜日が深沢、第3土曜日が大船が開館していますが、わ

わざわざ遠いところまで足を延ばしていくのは難しいかとも思いますので、利用者からすればすべてのセンターが開いているのが理想的なのだと思います。

委員：他の自治体で土日開放をしているところでは、お父さんがお子さんを連れて集まりやすく、パパの会ができたところもあります。玉縄の市民団体が NPO 法人として育っていったところもあるので、地域の市民団体を育てたいというのであればそれも考えてもよいと思います。近頃鎌倉は他地域からの転入が増えていて、児童相談所への相談でも海・自然を求めて子育て世代が移住してくる地域なので、今後ご検討いただきたいと思います。

事務局：予算がある中で開館日を増やしていくのは難しいと思うので今後の検討課題にさせていただきます。

委員：週に7日開放するのではなく、平日に1日休館日を設定するという方法でもよいと思います。

事務局：鎌倉市子育て支援センター条例で休館日について規定がありますが、市長の承認を得れば休館日に開館することもできますので前向きに考えていきたいと思います。

各委員からの指摘事項については、事務局が修正案を作成し委員長の確認を経た上で、確定させることで各委員の了承を得た。

最後にその他として、報酬・マイナンバーについて及び次回委員会の開催についてを議題とし、報酬は振り込みとすること、マイナンバーを届け出ってもらうこと、次回委員会を9月16日（木）午前10時から、第3回委員会を9月30日（木）午後2時からに開催することをそれぞれ確認した。

以上で、本日の委員会は終了した。